

鹿児島県入札監視委員会設置要領

(平成14年3月27日制定)

(設置)

第1条 鹿児島県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）に関し、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保と公正な競争の促進を図るため、鹿児島県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県工事に関し、入札及び契約の手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 県工事のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。以下同じ。）に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行うこと。
- (3) 談合情報が寄せられた県工事のうち委員会が抽出したものに関し、談合情報の処理に係る経緯等についての審議を行うこと。
- (4) 県工事における指名競争入札及び随意契約の手続に係る再苦情処理についての審議を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の会議は、原則として年間2回以上開催する。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会の会議の議事の概要は、これを公表する。

(意見の具申)

第5条 委員会は、第2条第1号から3号までの事務に関し、報告の内容又は審議した県工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、知事に対して意見の具申を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合には、その内容の公表を行うものとする。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、第2条第4号の事務に関し、知事、教育長又は警察本部長に対し再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、審議を行わなければならない。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を知事、教育長又は警察本部長に報告するとともに、公表するものとする。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

4 緊急やむを得ない事情により、第1項の審議のための会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

5 前項の措置を講じた場合には、委員長は、その結果を、直近の会議において、委員会に報告しなければならない。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号から4号までの事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、土木部監理課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。